

# 傷病手当金の起算日、待機期間及び支給対象日の考え方

## <パターン1>



## <パターン2>



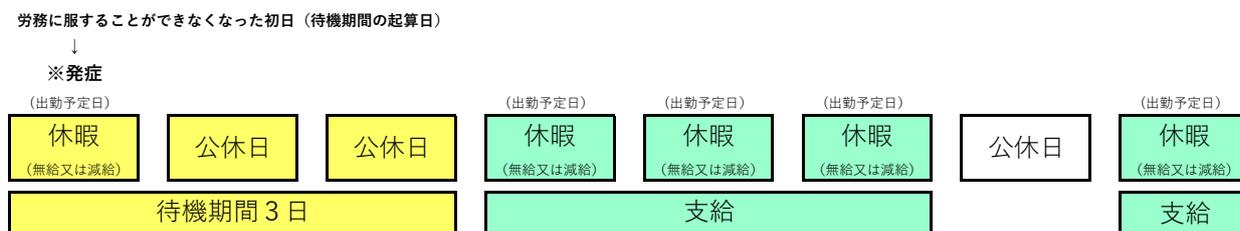
※公休日は元々勤務を要しない日であるため、待機期間の起算日（1日目）としては扱いません。

## <パターン3>

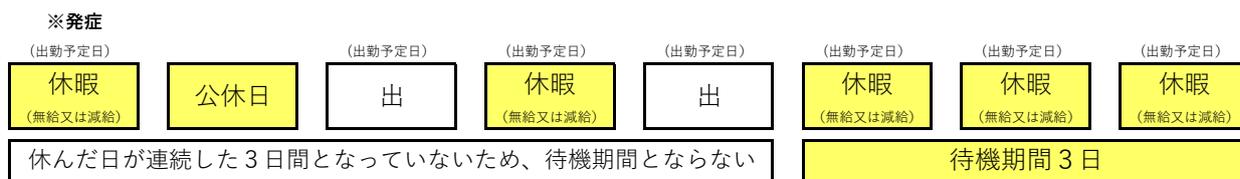


※有給休暇は、勤務を要する日に休んだため、待機期間の起算日（1日目）として扱います。

## <パターン4>



## <パターン5>



### (注意事項)

- ※1 濃厚接触者や休業要請等で仕事を休んだ場合は、対象となりません。
- ※2 待機期間の起算日は、勤務予定日を休んだ日を1日目として数えます。  
2、3日目は公休日（勤務予定がなかった日）でも構いません。